

取引の適正化・料金の透明化に向けた取組宣言

当社は、2024年4月2日に公布された「LPガスの商慣行是正に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を遵守することを宣言します。

1. 過大な営業行為の禁止

- (1) 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- (2) LPガス事業者の切り替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

2. 三部料金制の徹底

- (1) 「基本料金」、「従量料金」及び「設備料金」からなる三部料金制の徹底
- (2) LPガス料金へLPガス機器以外の設備費用の計上禁止
- (3) 賃貸向けLPガス料金へLPガス機器等の設備費用の計上禁止

3. LPガス料金等の情報提供

入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務

(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示、又は当社ホームページに当月及び次月分のLPガス料金表を掲示)

当社は、コンプライアンス遵守の下、これからも地域のお客様に親しまれ、信頼される企業を目指してまいります。

2025年11月13日
西日本ガス株式会社